

南北朝期の「時宜」と「時議」

五二

安田 歩

はじめに

『大乘院寺社雜事記』文明一七（一四八五）年二月二日条は、山城国一揆に関する記事として著名である。

一今日山城国人集会（割注）上ハ六十歳、下ハ五十六云々、同一国中土民等群集、今度両陣時宜為申定之故云々、可然歟、但又下極上之至也、両陣之返事問答之様如何、未聞、

あるいは、六〇歳から一五歳までが集会に参加する成人の年齢であったことを示す史料として引用されることもあるが、ここで注目したいのは「時宜」という語である。「土民等」が「両陣時宜」を申し定めるために群集したと読めるが、この部分を文脈に即して理解しようとする、辞書に記された語義、例えば『日本国語大辞典』に記された①「その時の状況」、②「時の権力者の意向」といった意味では、解釈し難いように思う。

「時宜」という語についての検討は、齊木一馬氏が状況・時期を現す「時宜」という語が「貴人の意向、貴人の機嫌」を意味する用例が多いことを指摘し、^①これを受けて佐藤進一氏が鎌倉期・室町期の用例の検討を行った。^②この佐藤氏の論考によって、「時宜」という語が「時の権力者の

意向」の意味を持つことを周知させたと言ってよく、「時宜」という語の検討において非常に重要な位置にあることは言うまでもないだろう。

佐藤氏は十五世紀の「時宜」という語が、時々の状況への適合の意味の他、権力者の意向を示すことを明かにした上で、十三・十四世紀の事例、十二世紀の事例と遡って検討を行い、十一世紀初頭には十五世紀と同様の意味で、「時宜」（「時議」）の語が用いられていたとしている。そして、その検討の中で「時宜」および「時議」は基本的に同義と評価し、その使い分けに経時的な変化があることを指摘している。

それによると、①十二世紀以前においては「時議」は用いられても「時宜」はあまり用いられていなかった、②十四世紀以前は「時宜」と併用されながらも「時議」が多く、③十五世紀には「時宜」が一般的で「時議」はほとんど見えないとのことである。

そして、佐藤氏は「時宜」の論考の小括において以下のような点に言及している。

以上のように「時議」先行を考えたとして、それだけでは、本来漢語と同義もしくは類似の語義に用いられた「時宜」が、「時議」と同義にもちいられる原因や経過を何ら説明するものではない。それにもまして問題なのは、そのようにして「時宜」が「時議」と同義に、特定の権力者の意志・判断の意に用いられる状況が生まれても、「時

「宜」の本来の語義も失われなければか、「時議」も亦「時宜」本来の語義に用いられる、すなわち「時議」、「時宜」ともに二義（或いは多義？）的に用いられることである。

時期的な前後関係は明らかだが、「時々の状況への適合」と「特定の権力者の意志・判断」の意味の併存と、「時宜」と「時議」の語の併存が、依然、問題として残されているとしている。

本稿で検討を試みるのは、「時宜」と「時議」が併存した十四世紀における事例である。佐藤氏が残された問題とした、「時宜」・「時議」という語の併存と、その意味の併存を一四世紀の日記史料の用例から検討し、前述の『大乘院寺社雑事記』における「時宜」の解釈の可能性を検討したい。別稿において『園太暦』の「時宜」と「時議」の用例を検討し、「時宜」については個人的な「意向」や「機嫌」の合意が多く、治天であれば「聖断」に近い意味が強い。「時議」は用例自体が六例と少なく「群議」への近似というところまでは指摘できないまでも、「時宜」と比較すると、「個人の意向」「個人の機嫌」という要素は薄い、という点を指摘した。^注この『園太暦』における「時宜」と「時議」の差異が、南北朝期の他の古記録ではどのように現れてくるのか、以下具体的に検討してきた。

第一章 『師守記』の「時議」と「時儀」

『師守記』において「時宜」「時議」「時儀」の用例はあわせて二八件確認できた。その内、「時議」の用例が最も多く二〇件、ついで「時儀」が七件、「時宜」の用例が一件である。また、諮問に対する返答の形の用例がそれぞれの表記をあわせて一八件含まれる。^③

南北朝期の「時宜」と「時議」

第一節 『師守記』の「時宜」と「時儀」

唯一の例となる時宜の例は、貞和五（一三四九）年六月二八日条の由奉幣に関する記述である。

今日為藏人右中弁俊冬^{（坊城）}奉行被尋下云、為御方違、来月十四日可有行幸六条殿候、同十七日可有由奉幣行幸候、件行幸若三ヶ日御神事候哉、然者六条殿可為仏閣候歟、御神事中不可叶候哉、若又可為前斎許候哉、先規可令注進給候、（中略）御返事云為御方違、来月十四日行幸六条殿、同十七日可有由奉幣行幸、件行幸為前日三ヶ日御神事哉否、粗雖引勘候、先規只今不詳候、凡伊世事前後斎候歟、然者十四日行幸六条殿、若不可有其難候哉、且如祈年祭并祈年穀奉幣前後斎日、行幸六条殿例聊見及候、可在時宜候歟、（後略）^④

六条殿への方違行幸が、由奉幣に差し障りが在るか否かということ、坊城俊冬から中原師茂に諮問があった。それに對し師茂は、直接該当する先例は見あたらないとしながら、祈年祭・祈念穀奉幣の例をあげ、六条殿への行幸が問題ないであろうと返答し、「状況に合致している」という意味で「時宜在るべし」と結んでいる。^⑤実際の由奉幣および大嘗祭自体は、十一月が花園法皇の一周忌あたることから延引され、同年一二月一日に実施されている。^⑦この用例の文脈、由奉幣を巡る経緯からもこの「時宜」の特異な点は見いだし得ない。『師守記』の「時宜」唯一の事例として確認するにとどめ、他の用例検討を進めたい。

「時儀」の事例は次表の通りである。

注 『園太暦』の「時宜」と「時議」（『日本思想史研究会会報』三五号、二〇一九年）

【表1】『師守記』「時儀」

西暦	和暦	内容	表記
一三四〇年	暦応三年四月一日	賀茂祭警固の上卿を参議が勤仕する先例について、一条経通より諮問	「可在時儀候歟云々」
一三四二年	康永元年四月二九日	下名に参議・少納言が参列するか否かについて、四条隆持より諮問	「可在時儀候歟」
一三四五年	康永四年六月一八日	出石社年貢結解の文殿における沙汰について	「去年於文殿有沙汰、彼時儀不審云々」
一三四五年	康永四年六月一九日	中原師言の濫訴に対する扱いについて	「時儀之趣忝者也」
一三六八年	貞治七年正月三日	叙位奉行・氏爵の儀式について	「当時儀不審存候」「不参之時儀又如何」
一三六八年	貞治七年正月三日	叙位奉行について	「当時儀不審存候」

先ず、「その時の儀式」を指すと解することのできる事例について触れたい。

貞治七（一三六八）年正月三日、勘解由小路兼綱は、広橋仲光が叙位奉行に任ぜられたことをうけて、中原師茂に叙位に至る手続きについて尋ねている。

（前略）除目なども□来ハ奉行職事令作之候ハてハ、不叶候歟、叙位可為同前候哉、但是ハ当局文書許にても、不可闕如候哉、当時儀不審存候、所詮近年成柄少々被免一見候哉、即可返進候、更不可有懈怠候、氏爵申文付藏人方之条、勿論候哉、藤氏爵ハ執柄直於御前被仰執筆候歟、不参之時儀又如何、所見候者、可奉候（後略）

内容は叙位・除目は奉行職事が作成するものかどうか、氏爵申文の内、藤氏爵は撰関が天皇の前で執筆を命ずるものかどうか、撰関が不参の場合はどうするかなど、具体的な部分に言及している。兼綱が師茂に、前例を尋ねている部分で「時儀」という語を用いていること、師茂の返答

においても、治天等の意向に言及した部分が無いことから、ここでの「当時儀」「不参之時儀」という用例は「その時の儀式のありかた」を指すものと考えてよいだろう。

同様に、康永四（一三四五）年六月一八日条の事例では、

今日掃部頭師香参入、家君有御対面、是出石社年貢結解事、去年於文殿有沙汰、彼時儀不審云々、引見可申旨御返事、^⑨

とあり、出石社年貢結解の内容について詳細は不明だが、この「時儀」が「去年於文殿有沙汰」を指していることは間違いないだろう。

同じような「時儀」の用例だが同年六月一九日条ではやや様相を異にした用例が見られる。

今日為御使、外史向平中納言許、先日勅答之趣被尋之、建武相互和之上者、为上難有御沙汰、有所存者直可歎之由、勅答之間、其由被仰師言了、其後無申旨云々、時儀之趣忝者也、^⑩

中原師躬を平宗経のもとに遣わし、光厳の上皇の勅答の内容について尋ねた記事だが、光厳上皇の勅答を中原師言に伝えたという内容に続いて「時儀之趣」とあるので、この時儀は「光厳の意向」を指すと解すべきだろう。

この勅答の内容とは、『師守記』に中原師言の「濫望」と記される件で、同年二月六日中原師右が死去し、四月一六日に中原師茂が大外記に任ぜられるまでの過程で、師言も所領の獲得や大外記補任の為運動したことを指している。前掲の史料でも明かなように、師言の運動は失敗に終わっており、面目を失ったとして出家の許可を申請している記事もある。^⑬

一連の「師言濫望」に関する記事のなかで、

（前略）於寮務事者、都不可被聞（見消）食入師言濫望之由、有勅答
〈羽林被□云々〉（見消）、時議之趣、忝者也、

とあり、前掲の六月一九日条と同様のパターンで、勅答の内容をさして「時議之趣」としている。このことから逆に六月一九日条の「時儀」は「時議」に近い意味で用いられたと考えられる。

この他にも「時儀」で意向の意を主に含意すると考えられる事例が、暦応三（一三四〇）年六月一九日条にある。

又、自殿下被尋申云、賀茂祭警固、上卿・参議勤仕之例御不審可令
注進給云々、御請文云、賀茂祭警固上卿不参、参議勤仕例、所見只
今不詳候、但、平座并駒引、上卿申障不参之時、参議行事例相存候、
可被因准乎否、可在時儀候歟云々、^⑭

南北朝期の「時宜」と「時議」

一条経通からの諮問への返答を行った部分で、平座・駒引における上卿不参で、参議が勤仕した例を、賀茂祭警固における上卿不参、参議勤仕の先例として採用するか否かは「時儀」によるとしている。少なくともこの「時儀」は「その時の儀式のありかた」ではなく、先例の採否という点から「意向」の意味で用いられていると考えられる。以上のような二種類の用法をふまえるならば、康永元（一三四二）年四月二九日条の記述は、以下のように解釈できる。

（前略）今日、頭中将隆持朝臣尋申云、下名参議・少納言不参例候者、
可被注進之由、被仰下候云々、（中略）御返事云、下名参議・少納言
不参例、注進別紙候、（中略）元徳二年以来、至暦応二年、除目下名
大略此儀候、然者参議・少納言不可入候乎、但任本儀被行候之条、
可在時儀候歟、内々可令得其御意給候□（見消）云々、

同日に行われた県召除目下名の奉行職事西大路隆持が、中原師茂に参議・少納言が参加しない下名の前例を尋ねている。師茂は参議・少納言不参の前例をあげる一方、参議・少納言が参加する形式を指す意味での「本儀」に任せて行うことが、「時儀あるべし」としている。続く部分で「可令得其御意給」と意向を伺う内容があることから、この「時儀」は「その時の儀式」と「状況に合致した」という意を併せた「状況に合った儀式」という意味を持つと考えられる。

第二節 中原師守の「時議」と「諮問」

1 「諮問」の返答ではない「時議」

さて、続いて『師守記』において最も多く見られる「時議」の用例である。

【表2】『師守記』「時議」（諮問ではない事例）

西暦	和暦	内容	表記
一三四一年	暦応四年正月六日	白馬節会省略について	「但可有時議候哉」
一三四五年	康永四年三月一六日	中原師言の濫訴を勅答により退ける	「時議之趣、忝者也」
一三六七年	貞治六年四月四日	志摩国五か所訴訟の記録所注進状について	「是非おハ□議由被申之状」 「落居之是非をハ、ひたひたと時宜にて候へと」(広橋仲光)
一三六七年	貞治六年八月一九日	最勝講の実施について	「今夜猶可被行最勝講之由、有時議、再三雖被催僧綱等不及參入云々」
一三七一年	応安四年閏三月二八日	後光厳文殿始の勸盃の早出について	「兼可早出之由、被一揆之処、恐時議不退出之」

先ず諮問への返答ではない五件の用例について整理したい。
 康永四（一三四五）年三月一六日条には以下の記述がある。

今日、少納言^俊阿闍梨^慶參入、語申云、參向師卿（公秀卿）許之處、子息羽林実音朝臣被申云、師言濫望事、以便耳、師卿具奏聞之處、師^右朝臣被思食不便之間、穀倉院別當事、□□被付師利了此（二文字抹消「之」）条、被痛思食き、然而左府執申之上、為局務違乱之間、被召之了、於寮務事者、都不可被聞（抹消「思」）食入師言濫望之由、有勅答羽林被□（前三文字抹消）云々、時議之趣、忝者也^⑩。

「時儀」に関する部分で先に触れた「師言濫訴」に言及した記事である。中原師言の濫訴を聞き入れるべきではないという光厳の勅答をうけた「時議」であり、これは光厳の意向と解して良いだろう。先に、意向の意味を持つ「時儀」の用例に触れたが、「時儀」は、「儀」という文字から「その時の儀式の有り様」を主たる意味と考えるべきであろう。ここで

は、相対的にはあるが、何らかの意思決定の含意は、「時議」の方が強いのではないかと推測をすることとどめておきたい。

貞治三（一三六四）年五月一三日の記事では、

今日北野別当慈守僧正去九日社頭喧嘩事、可注進罪名趣、仰大判事明宗之間、非寄檢非違使之間、無□□難注進之旨令申處、伺時議令注進之旨、廿六日於記録所談申之、仍後日注進案家君令乞給之間、予写之続注進日者也、

とある。この月の九日に北野社で喧嘩が発生した件について、大判事坂上明宗が北野社の寄檢非違使ではないにもかかわらず、罪名を注進するよう、おそらく後光厳から命ぜられたと推測される。従って、ここでの「伺時議」は、寄檢非違使ではないが故に、「状況」を見ながら明宗に注進させると解釈できる。

続いて、貞治六（一三六七）年八月一九日条であるが、最勝講第二日目

にあたるこの日、延暦寺と興福寺の衆徒が、禁裏南庭において争闘に及ぶという事件が発生した。

この事件に関しては『太平記』巻四〇においてもその内容が記されているが、『師守記』の伝えるところによれば、山名時氏と土岐頼康が禁裏を警固していたがこの騒動を止めることができず、南都・山門ともに二名の死者を出し、負傷者は百人あまりに及んだという。当然、堂上は血気充満し、仏事ができる状態ではなくなった¹⁷⁾。この事件の後の動向を師守は次のように記し、

狼藉静謐之後、刑部卿橘知重朝臣衣冠参内、以修理職工等、南殿以下血気洗之、搔斲云々、今夜猶可被行最勝講之由、有時議、再三雖被催、僧綱等不及参入云々、今日最勝講依喧嘩事、不被行之、

混乱の後にも拘わらず、最勝講を実施しようとする後光厳の強い意向が示されたとしている。

この点について『太平記』では、

サシモ是程ノ騒動ナリシカ共、主上ハ是ニ騒ガセ給御事モナク、手負・死人共ヲ取捨サセ、血ヲ濯清メサセ、席ヲ改メサセラレテ、最勝講ヲバ無子細被遂行ケルトカヤ、¹⁸⁾

と、後光厳がこの闘争を支障とすることなく最勝講は実施したとしているが、『師守記』では再三招集をかけたにも拘わらず、僧綱等が集まらなかったため実施できなかったと記されている。当然、記録しては『師守記』の信憑性が高いのだが、後光厳が実施しようとする強い意向を示したことが、強い記憶として残ったと考えられ、この「時議」については、

後光厳個人の「意向」という要素が強い用例と考えて良いだろう。

また、応安四（一三七一）年閏三月二八日条では、

新院文殿始也、先有議定始、次文殿始也云々、而大判事明宗為位次（後光厳）上首之間、勸盃之儀、依無骨、壬生（小槻兼光）・大宮無左右有早出、仍及嚴密之沙汰、可被除其衆云々、（中略）件日大外記宗季祇候、位次為官人章世下（中略）、被請彼盃云々、無念次第也、兼可早出之由、被一揆之處、恐時議不退之、為章世下（中略）、為兩局、為其身、無故実云々、

とある。応安四年三月二三日、後光厳は緒仁親王に讓位して院政を開始するのだが、その翌月の記事である。前半部分では、その院文殿始めにおて、大判事坂上明宗が上首であったので、小槻兼光・光夏の両名は勸盃之儀が無骨であるとして、「父祖之例」により早出したところ、文殿衆から除名されてしまった、とあり、続く部分で「恐時議不退之」という記述がある。この「時議」は、『園太暦』の「時宜」の用例で見られた、「不興を買う」という意味に近い「意向に背く」という解釈が可能なる事例であろう。したがって、ここでは、清原宗季は先例に任せて早出することと同意していたが、後光厳の不興を買うことを恐れ退出しなかったと解釈して大過無いと判断したい。

以上の四例は、「状況」と「時の権力者の意向」と解釈できる事例であるが、中原師守の「時議」の用法を理解するには次ぎの貞治六（一三六七）年四月四日条が最も参考になる。この年の四月一日・四日・九日・一日・二六日の各条には、志摩国五ヶ所と思われる所領に関する訴訟の記述がある¹⁹⁾。訴訟の内容について多くを記しておらず、詳細については不明とせざるを得ないが、この訴訟を巡る記録所職員とのやりとりに関する

る部分から検討したい。

(前略)①□□包持来藏人左少弁仲光状、是五ヶ所事□録所注進草、去比明宗送賜候、然而中殿蜜宴申沙汰之間、閣他事未返遣候、②此事評議之時、同申所存候き、其時ハ理非不分明様被申候し哉らんと存候、被加押紙分理非已分明歟、此事尤重事候、或雖帶相承之文券、嘉曆已来沙汰中絶、非無不審、或不被帶一紙之證文之間、迷是非候、③當所注進ハ只尋究子細までにて、落居候是非をハ□議由被申之条、可為穩便之儀候哉之由存候、

要点を簡略にまとめてしまふと次のようになるだろう。

- ①五ヶ所に関する記録所注進状が作成されたが、中殿御会の実施により訴訟の処理が停滞している。
- ②評議に際しても「理非不分明」な点があった。また沙汰が途絶えている点是不審であるし、一紙の証文も無いので「是非」の判断に迷う。
- ③記録所注進状は詳細な点を調べることで済まさない。決定された「是非」を「時議」に治天の意向として伝達するのが穏当なやり方である。

この条は広橋仲光からの書状の内容を、中原師守が写している箇所である。「時議」の議論に関わる③に該当する部分のみ仲光書状の写し部分を引用すると、

當所注進ハ只尋究子細までにて、落居之是非をハ、ひた、と時宜にて候へと、被申候条、可為穩便之儀候哉之由存候、

師守の記述部分では「□議」となっているが、仲光の「時宜」を写したと考えると問題ないので、□は「時」が入ると考えて良いだろう。両者の記述は、記録所注進状は子細を審理するところまでで、上奏の結果決まった是非を「時議」（「時宜」）すなわち後光厳天皇の意向として伝達するのが穏当な方法であるとする点で一致している。つまり、同じ内容を記す上で、仲光が「時宜」と記している箇所を、師守は「時議」と書き変えていることになる。中原師守が「時議」という語を、『園太暦』の「時宜」に近い意味使用していたと考えて良いだろう。

では、なぜ「時宜」の語を知っていながら「時議」を用いたのか、という疑問が浮かぶ。これについては、次項の検討とも関連するが、中原師右・師茂・師守は、洞院公賢と異なり「治天」から直接諮問を受ける立場には無く、最終的な決定を行う「治天」個人との距離があることから、「個人の意向」という含意の強い「時宜」の使用を避ける形になった、と推測して、諮問の返答の用例の検討に入りたい。

2 諮問に対する返答としての「時議」

『師守記』において、もっとも多いのは、父中原師右、兄中原師茂に対して諮問があった際の返答を記録した箇所で、定型に近い使い方「宜在時議」と記される用例である。

諮問を受けたのは、「家君」と表記される中原家の当主であるが、中原師右は康永四（一三四五）年二月六日に没しているので、康永三年の記事までが師右への諮問、以後は師茂への諮問である。

諮問を行ったのは洞院公賢が三件、万里小路嗣房・二条良基が二件ずつ。九条道教・四条隆蔭・葉室宗顕・柳原資明・柳原忠光・坊城俊冬・平信兼・源長信の名が見える。内容はほぼ儀式・儀礼に関する先例についてである。

典型としては、諮問を受けた件に対する先例を具体的に記述し、文末に次のような文言を記す用例である。

- (前略) 若可被因准候乎、可在時議候云々、(康永三年八月一七日)
- (前略) 雖存之□庶幾歟之由見及候、宜在時議候哉、(康永四年七月一七日)
- (前略) 將又任流例被任候歟、兩様宜在時議候云々、(貞和五年二月一四日)
- (前略) 可被因准哉否、宜在時議候歟云々、(貞和五年五月七日)
- (前略) 今度之儀、宜在時議候哉、(貞治四年五月一日)

この用例の「時議」に共通した意味を文脈に即して解釈するならば、「前例は以上の通りですが、その時(現在)の状況に合わせて判断して下さい」ということになるだろう。また、康永三年八月一七日の柳原資明の諮問の事例が、女房奉書を受けての師右への諮問であることなど、師右に諮問を行った人物が、最終的な事案の決定者と考え難く、師右の回答を受けて複数の人物により判断が行われることが推測されること。さらに「議」の文字を「はかる」と読み、この文字を使用していることに重きを置くならば、ここでの「時議」は「その時(現在)の状況に合わせ

【表3】『師守記』「時議」(諮問)

西暦	和暦	内容	諮問	表記
一三三〇年	暦応三年六月一九日	東北院僧正寛円没にともなう雑訴沙汰の有無について	洞院公賢	「宜在時議之由被申之」
一三三一年	暦応四年正月四日	節会内弁太政大臣勤仕の例について	四条隆蔭	「可在時儀候」
一三三四年	暦応四年正月一五日	一条経通の一座宣下について	源長信	「時議趣内々可蒙仰候歟云々」
一三三四年	康永元年六月一七日	大刀契紛失に関する仗義の勘文について	洞院公賢	「但可有時議候」
一三三四年	康永元年七月二日	大刀契紛失に関する仗義以前に、紀伝明経を調査することについて	洞院公賢	「紀伝明経悉可被見任時議也」
一三三四年	康永三年八月一七日	復任除目の先例について	女房奉書↓柳原資明	「若可被因准候乎、可在時議候云々」
一三三五年	康永四年七月一七日	一上未補任の際の施行について	二条良基	「宜在時議候哉」
一三三五年	貞治元年一月二一日	賀茂臨時祭に軽服で参仕する例について	九条道教	「有時議」「依時議参入」
一三三九年	貞和五年二月一四日	崇光即位の代始除目における名替・国替の先例について	二条良基	「兩様宜在時議候云々」
一三四九年	貞和五年五月七日	即位定が閏月に行われた先例について	坊城俊冬	「可被因准哉否、宜在時議候歟云々」
一三四四年	貞治三年五月一三日	北野社頭の喧嘩の件を坂上明宗が注進することを了承	万里小路嗣房	「再三被仰間、伺時議令注進之旨」
一三四四年	貞治三年七月二五日	堀河天皇諒闇時渡御倚廬の先例について	(葉室宗顕)	「但不着御錫紵、依時議也云々」
一三六四年	貞治三年八月六日	光嚴法皇の五七日・七七日誦経を行う寺院について	万里小路嗣房	「可在時議候歟」
一三六四年	貞治三年八月二三日	七七日誦経使発遣の日次の先例について	柳原忠光	「可在時議候歟」
一三六五年	貞治四年五月一日	天下三十カ日触穢宣下の仕方について	平信兼	「宜在時議候哉」

て、複数の人物による議（はかり）を経て判断する」といった意味になるのではないだろうか。

もう一点、『師守記』の記述で注目しておきたい記事がある。

康永元（一三四二）年六月九日、中原師右は洞院公賢に、大刀契紛失に關わる杖議の勘文について諮問を受ける。その際、公賢と師右の間で話題となつているのは、大刀契紛失の杖議に際し、紀伝・明経博士を新たに任命し、勘文を改めて提出するのか、以前の勘文を利用するかという点である²³。そもそも、大刀契は三種の神器に次ぐ天皇家の重宝とされ、踐祚に際し授受されるものであったが、元弘・建武の争乱により紛失したとされている²⁴。最終的に杖議自体は同年九月二五日に行われる²⁵。

この件について、康永元（一三四二）年六月一七日条では、六月九日条で、以前の勘文を利用するか否かについて先例を調べた師右が洞院公賢に返事を送っている。

先日於仙洞洞院前右府直被尋申、大刀契杖議間事、今日被申御返事云、先日被仰下候大刀契杖議、可被用先年勘文乎否事、雖引勘候、先規未勘得候、先日粗如言^{上世}□□候、杖議延引別儀候歟、猶被用本勘文候之条、若不可有其理候乎、但可在時議候、參仕之間、且以此旨可有御披露候哉云々、御返事云、杖議勘文間事承候了、此趣可得□□意候也云々、件御返事、前右府直返事也、

ここで注意しておきたいのは次の部分である。

猶被用本勘文候之条、若不可有其理候乎、但可在時議候、

強いて訳せば「もとの勘文を用いることは、もしかしたらその理が無い

かもしれません。ただし、現在の状況には合致しているでしょう。」ということになるだろう。ところが、同日条に同じ大刀契杖議に言及した、前藤宰相頼教の御教書に対する請文で似たような文言が存在する。

被用本勘文候之条、若不可背其理候哉、

これも強いて訳せば「もとの勘文を用いることは、もしかしたら其の理に背いていないかもしれません」ということだろう。

「有」と「背」の一字が異なるだけだが、意味としては正反対となる。そして、いずれにしても解釈は可能であろう。『大日本史料』では前者を「有」と翻刻した上で、「背」ではないかという推測を加えている。『史料纂集』版でも前者を「有」後者を「背」として翻刻している。底本は共に国会図書館蔵の原本である。

前者は「理は無いが、状況には合っている」、後者は「理に背いているわけではない」と、本の勘文を用いることを肯定する内容であり、解釈としては翻刻している文字通りとして考えて良いのではないだろうか。

ここまでを前提として、「時議」の意味に関して言及すると、ここで「理」と「時議」を分けて考えていることになる。つまり、「理」は無いが、「時議」はあるとして、「理」よりも、「時議」が優先されるといふ認識を示している点が注目される。何故ならば、この「時議」の「時」が、『建武式目』に記された「量時設制」や、『塵塚物語』で山名持豊の発言とされた「凡そ例という文字をば、向後は時という文字におきかへて御心えあるべし」の「時」と共通する思考と考えられるからである。

第二章 『愚管記』の「時議」と『後愚昧記』・
『教言卿記』の「時宜」

第一節 『愚管記』の「勅問」と「時議」

『愚管記』²⁷⁾では「時宜」の用例が二一件、「時議」が二三件、「時儀」が一件、計三五件が検出できた。特徴的なのは、このうち二八件が天皇からの諮問である「勅問」²⁸⁾に対する返答で用いられていることである。以下にあげる、応安四（一三七二）年三月一・二日条が典型的であろう。

一日（中略）頭中将宗泰朝臣申送云、勅問事、今日中可取整之由被仰下候、忝可申所存者、自是忝可令申之由答之、（中略）
二日（中略）申詞今日注遣頭中将許了、

（裏書）「余申言詞如此、御元服事、当日於清涼殿可被行其儀問事、古来之儀、則為新儀被省略之條、魯愚之質非商量之限、宜在時議矣」

時の治天後光嚴から、中御門宗泰を通じて近衛道嗣に諮問があり、これに対して返答を行っている。ここでは、自らの見解を述べた後、「宜在時議」という定型の文言が記される²⁹⁾。この史料の「時議」は、「治天の意向」という意味であり、「最終的には治天の意向で決定して下さい」と解釈できる記事であろう。この定型文言と言って良い部分に着目する理由は、この部分が、「勅問」に対して、つまり治天が関与する決定事項について、最終的に何によって決定すべきかという潜在的な認識を、近衛道嗣が示している、と考えるからである。

「勅問」の記事は、『愚管記』のなかに、六六件あるが、二七件は返答の形式が不明である。残る三九件のうち、前掲の事例に類する形で、道嗣の返答形式が判明するもので、「時宜」七件、「時議」二〇件、「時儀」一件その他の形式二一件が確認できる。

「時宜」の例は以下の表の通り。

先に史料を引用した「時議」の事例と同様「宜在時宜」を定型としている。ここでの「時宜」は、「時の権力者の意向」と解して問題無い。次に最も数が多い「時議」の事例をあげる。

【表4】『愚管記』「勅問」―「時宜」

西暦	和暦	内容	表記
一三五六年	延文元年一二月二二日	神輿入浴・神木動座中の賀茂臨時祭庭座への天皇出御について	「此上宜在時宜矣」
一三五九年	延文四年九月五日	虎関師鍊『元亨釈書』を大蔵に入れるか否かについて返答	「此上事宜在時宜矣」
一三五九年	延文四年九月二七日	役夫工米不足について	「宜在時宜矣」
一三六〇年	延文五年閏四月二四日	幕府合戦中の改元の可否について	「此上宜在時宜乎」
一三七三年	応安六年閏一〇月一八日	朔旦冬至について勅問	「宜在時宜矣」
一三七四年	応安七年六月二八日	卜部氏を宿禰から朝臣に改戸することについて	「於今儀者、勅許似無詮、此上事宜在時宜矣」
一三七五年	永和元年五月二五日	大嘗会行事所定上卿を洞院公定にすることの可否について	「就闕如被用新儀之段者、宜在時宜矣」

【表5】『愚管記』「勅」問―「時議」

西暦	和暦	内容	表記
一三六〇年	延文五年二月九日	軽服の弁の春日祭参向の可否について	「宜在時議歟」
一三六〇年	延文五年二月二四日	小朝拜・御葉・殿上淵醉・叙位・賀茂臨時祭東遊北陣の有無について	「此上宜在時議」
一三七一年	応安四年三月三日	皇子元服に関する諮問への返答。皇居事・元服事。	「魯愚之質非商量之限、宜在時議矣」
一三七一年	応安四年五月一〇日	石清水八幡宮の件につき院評定に招集されるが、出席しない旨返答	「但末代之儀於事相計時議可進退者歟」
一三七一年	応安四年七月四日	八幡宮造替の壊却・木作始の前後について	「宜在時議矣」
一三七一年	応安四年九月四日	両局と法家傳盃相論について	「但可被優両局之顕職哉否、宜在時議矣」
一三七一年	応安四年十一月二〇日	円宗寺顛倒材木を招提寺修理への転用について	「須在時議矣」
一三七四年	応安七年二月六日	崇光上皇から錫紵の有無について	「宜在時議歟之由申入了」
一三七四年	応安七年四月二四日	鬼間議定以前に雑訴を始行ことの可否について	「宜在時議矣」
一三七五年	永和元年一〇月一四日	法性寺座主職について	「宜在時議矣」
一三七五年	永和元年十一月六日	大嘗会三社奉幣・廻立殿御湯殿蔵人・玄上代について	「但使々以下以下依不被沙汰出停止之條、宜在時議矣」
一三七六年	永和二年一月二一日	安樂光院八講を勅願とすることの可否について	「宜在時議矣」
一三七六年	永和二年四月一〇日	鴨社社務職について	「宜在時議矣」
一三七六年	永和二年六月一六日	吉祥院天神水害により移転か作堤かについて	「有堤防沙汰之条可然哉、宜在時議矣」
一三七六年	永和二年閏七月一八日	施薬院使の人選について	「須在時議矣」
一三七七年	永和三年五月五日	法性寺座主職について	「宜在時議者矣」
一三七七年	永和三年七月五日	梶井宮覚叡法親王の錫杖・廢朝について	「須在時議矣」
一三七七年	永和三年一〇月二日	八幡神輿・劍について	「宜在時議矣」
一三七九年	康暦元年五月二六日	八幡宮盗人・興福寺別当について	「須在時議歟之由令申入了」
一三八一年	永徳元年四月一四日	中院光顯罪名について	「宜在時議矣」

個々の事例を検討したが、「時議」の表記以外の叙述から、「時宜」の用例との差異を読み取ることは難しい。しかし、別稿の『園太暦』の検討から、「時宜」を治天個人の意向に、「時議」には前章のように「時の

かり」の「議による合意」に、近接した意味合いを仮定するならば、「宜在時議」は「治天個人の意向」で決定できる要素が強い案件、「宜在時議」は複数の関係者の合意の上に決定される要素が強い案件と考えられ

る。例えば延文五年二月九日条では春日祭参向について「一条前関白・二条前関白・関白等被問之云々」と一条経通・二条良基・九条経通にも勅問が行われていることが記されており、それぞれの申詞をうけて総合的に判断をする含意があると考えられ、同年十二月二四日条でも同様に「被問人々」と記されている。扱われているのも、院評定・鬼問議定や人事に関する件など、複数の意見を聴取した上での決定が推測される内容となっていることも、こうした仮定を裏づけるものと言えよう。

「時儀」の例は応安八（一三七五）年二月一九日条で、軽服の洞院公定を永和改元の勘者にする可きの可否についての件で「先例同様候歟、宜在時儀者」と表記している。これは、応安六（一三七三）年六月二二日条で「寿永御祈事邂逅之上、其時之儀各別事歟」と記されていることから、「その時の儀式」という意味合いが強いと考えて良いだろう。

さて、この他に「勅問」があったものの、「宜在時宜」という形式での返答が行われなかった事例が存在する。^③

永和三（一三七七）年八月一七日条は「可有聖断」とあるので「宜在時宜」と同様の事例と考えて良いだろう。しかし、ここで注目したいのは、

「勅問」にもかかわらず、「治天の意向」以外で決定すべきと近衛道嗣が認識したことを示す、それ以外の事例である。「治天」の諮問に対し、「官占」「近例」「旧儀」と並んで、「群議」という語が二例見える。

いずれも勅問に対する申詞である。

御即位叙位執筆以下可着吉服哉否事、寛徳・嘉承雖為凶服、今度執筆以下、非吉服者難參仕之由申之上者、以別勅用吉服被遵行朝儀之条、何事之有哉、宜被決群議矣、^④

諒闇終大祓事、於正忌以前者、寛弘例不庶幾、及来月之條、又無先規、短慮輒難計申被行仗議、可被決群議矣、^⑤

この「群議」とはどのような人々の「議」を指しているのか考える上で参考になるのが応安元（一三六六）年の次の記事である。

仲光為勅使来云、明日可有改元定、其字難得、雖可被決群議、先内々

【表6】『愚管記』「勅問」―「時議」以外の用例

西暦	和暦	内容	表記
一三五八年	延文三年二月九日	造太神宮遷宮年限のについて	「両箇子細猶課官占可有左右乎」
一三五九年	延文四年九月二七日	造太神宮正殿寸法について	「宜被決官占歟」
一三七四年	応安七年一月二九日	即位叙位執筆以下、吉服・凶服のことについて	「宜被決群議矣」
一三七五年	応安八年一月二日	諒闇中県召除目について	「又無先規、短慮輒難計申、被行仗議、可被決群議矣」
一三七五年	永和元年七月二五日	大嘗会用途について	「任彼近例、可有沙汰乎、」
一三七五年	永和元年八月一四日	大嘗会省略について	「任旧儀毎事可有沙汰乎」
一三七七年	永和三年八月一七日	祭主・造宮使について	「可有聖断乎」

可被用捨兩三字、可計申者、

改元定を指して「群議」と記しているので、この改元定の参加者がここで近衛道嗣の念頭にある、具体的な「群議」の構成メンバーと推測される。実際の改元定の参加者は、久我通相・二条師良・三条実音・万里小路仲房・柳原忠光・平行時である。このことに併せて、この時期に「勅問」が、それ以前の評定に代わって政策決定に大きな意味を持ったという評価を考えるならば、「勅問」への申詞文末で用いられる「群議」は、例えば『愚管記』永和元年二月六日条に記された鬼間議定参加者、二条良基・近衛道嗣・二条師良・西園寺実俊・三条実継。あるいは、同永和元年三月一八日条の御前議定始参加者、二条良基・近衛道嗣・西園寺実俊・万里小路仲房・広橋兼綱・柳原忠光といった評定衆・議定衆とされる人々が想定できる。

併せて考慮したいのが『愚管記』康安元年三月二九日条の記事である

(前略) 面々互加其難、更難一決之間、余示合人々、群議之趣難一決、可被定下歟之由奏之、職事帰来仰云、重猶議定可執申一両号者、其後議定、文正・康安之間宜在勅定之由奏之、職事帰出仰云、依天変・地震・疾病、改延文六年為康安元年、依正文々年例詔書令作ヨ、(後略)

康安改元の陣儀において年号の候補が、寛安・承慶・文安・慶長・文正・康正と多数提案され、群議において年号を決定できない事態となった。そのため、上卿であった近衛道嗣は、決定を後光厳に委ねようとする。後光厳は、最初の奏聞には年号の候補を絞るように返答し、文正・康安の二つが提案されると康安に決定した。このように、合議で決めが

なければ、治天の決定に委ね、治天は決定に際して、合議による提案を要請する。治天の意向と、「群議」による一種の緊張関係が存在した状況を背景とするならば、「時議」という表記に、その時の議論での合意と、治天の意向の双方を含んだ意味合いを持つと想定しても大過ないのではないだろうか。

第二節 『後愚昧記』と『教言卿記』の「時宜」

1 『後愚昧記』の「武家時宜」

『後愚昧記』では一か所で「時宜」が用いられている。「時儀」は一か所、永徳元(一三八二)年八月一五日条に「云当時儀云先規」とあり、「その時の儀式」としての用例といえる。「時議」についても応安四(一三七二)年一〇月三日条で延慶法「雑訴条々」を写した部分のみで、意図的に「時宜」という語を使用していると考えられる。

「時宜」の用例を一覧すると以下のようになる。

『後愚昧記』における「武家時宜」の初見は、応安元(一三六八)年一〇月九日条である。

又自南曹被仰云、維摩会探題事、先日長懷《禅光院僧都》・経弁律師《東大寺》、被宣下了之處、為武家時宜、改長懷僧都可為隆円僧都《慈恩院》旨、同光濟僧正奏聞之間、去七日所被下 長者宣、未院官下向者、先可返進云々、

これは足利義満に將軍宣下が行われる以前、義満が実年齢で一〇歳という状況における記事である。この段階で義満の意向として、「武家時宜」という表記がされたとは考え難く、細川頼之を中心とした幕府の意向と解するのが妥当であろう。

【表7】『後愚昧記』「時宜」

西暦	和暦	時宜の所在	内容	表記
一三六一年	康安元年三月一七日	後光厳	禁裏舞楽参に際し申請せず直衣参内を行った中院通冬に対し時宜不審	「時宜も及御不審云々」
一三六八年	康安元年一〇月九日	幕府	興福寺維摩会探題を改める	「為武家時宜」
一三七〇年	康安三年六月二八日	後光厳	三善直衡の出仕について	「内々伺時宜了」
一三七四年	康安七年一月二二日	幕府	幕府(細川頼之)が三条実冬に朝儀への出仕を要請	「武家時宜」
一三七七年	康安七年一月二二日	幕府	幕府(細川頼之)の三条実冬出仕要請について	「武家之時宜難儀之間」
一三七八年	永和三年正月五日	後円融	二条良基が後円融の機嫌を損ねたので年爵申請を行わず	「禁裏時宜不快之間」
一三八一年	(永徳元年八月三日)	足利義満	二条為遠が足利義満の時宜に違う	「自任大臣之日、違時宜云々」
一三八一年	永徳元年一月一七日	後円融	京都地本主返付を三条公忠に要請。「辞退」しなければ「時宜不快」	「於不辞退者、於上臈も可違時宜」
一三八三年	永徳三年正月一六日	足利義満	踏歌節会の出仕について、義満の意向にそって行われる	「而左府時宜以外不快之間」
一三八三年	永徳三年正月二九日	足利義満	後光厳院忌日の供養に、義満の意向を憚って公卿・殿上人が参会せず	「人々恐武家時宜、不出仕之故歟」
一三八三年	永徳三年三月一日	後円融	後円融は按察局(橘知繁娘)と義満との密通を疑い時宜不快	「仍此間時宜不快此事也之由」

義満將軍宣下以降も、康安七(一三七四)年二月二一日条で、

政所執事代松田左衛門尉貞秀示行算云、相構大礼可有大出仕也、不然者管領所存可為不快云々、日頃支度、官司 行幸供奉、大略不可事行歟、然者明春万機句可出仕之支度也、然而武家時宜難黙止之間、自今日可供奉 行幸之由、偏所致出立也、

とあり、これは当時の政治体制を反映して、管領の意向を指して「武家時宜」と解すべき事例である。同月十七日条の「武家之時宜」も同じく管領ないし、管領を中心とした幕府の意向とすべきであろう。

これが、永徳元年記紙背文書として収められた三条実継書状では、二条為遠が足利義満の「違時宜」という事例が見られる。永徳三(一三八三)

年正月十六日になると「大臣内弁大臣統之事、近代無之歟、然而依時宜左懋統行之歟」とあり、また同日条には「仲光卿廣橋去年十二月輕服出来、三節会共以不可出仕之支度也、而左府時宜以外不快之間、俄出頭云々」とも記され、義満の恣意に近いような「意向」の事例も見られるようになる。

武家の意向や機嫌を示す「武家時宜」に対応するかのようになり、「禁裏時宜」という用法もみられ、それ以外の事例も後光厳・後円融の意向を示している。

『後愚昧記』の「時の権力者の意向」と解すべき「時宜」の用例は、治天を指すものから武家、將軍を指すものに変化していることが読み取れる。そして、「時宜」の用例自体に即せば、幕府組織の意向と解すこと可能な用例もあるが、特定の個人の意向・機嫌などを指す用例に限定され

ていて、「合議」「群議」や「勅問」に関連する事例が全く存在していないことに注意しておきたい。

2 『教言卿記』の足利義満の「時宜」

『教言卿記』では応永一二(二四〇五)年五月から応永一七(二四一〇)年三月までの記事が残存し「時宜」の用例が五例確認できる。

応永一三(一四〇六)年正月五日条では、山科教言が北山第に参賀した際に、義満に対し「千歳万年御寿命、玉躰長遠、只每事可為時宜之由申入了」とある。ここでの「時宜」は、義満に対する挨拶であるから、義満の意向に沿ったようになることが、含意されていると考えられる。また応永一四(一四〇七)年八月一八日条「次宋人参路参只每事任被時宜之条目出々々」は、この月の明使参洛が義満の意向に添って行われたことを指していると考えられる。

また、応永一五(一四〇八)年二月一九日条では、

今日若君御所作予聴聞仕、言語道断、殊勝々々、御残楽中(繰り返し)非言詞所覃、奇特之由北山殿御対面之間令言上キ、余寒以外之処、参申之条時宜快然、畏入々々、即退出了、

とあり、山科教言が、足利義満の習楽を聴聞したことは、足利義満の意向に添った行動で、義満の機嫌が良かったと解すべき内容である。

以上の三例は、この時期の「時宜」が義満の意向と深い関連を持って用いられたことを示している。足利義満は応永一五(一四〇八)年五月六日に没するが、その後の記述が、『教言卿記』から楽に関する部分を大沢久守が抄出した『応永年中楽方記』にある。

応永一五(一四〇八)年八月二四日条の「(正親町三条)参会人公(松木)雅宰相・宗量朝臣、

凡時宜即之、教豊被召出、御前一献之式悦然々々」は、「禁裏楽」に関する記事で、後小松の「意向」か、「状況に合った」の意味か判別がつき難い。

同月二九日条では、

一、(後小松)禁裏両只拍子御伝授、定秋申入也、目出々々、次賀殿百拍子同御伝授哉、同時御沙汰可為何様哉之由、内々有御尋、両只拍子ハ同時私様モ伝授勿論事候、三同御沙汰事定秋申入之上者、何有子細候哉、可為時宜候旨、申入御返事キ、且百拍子ハ強非奥書歟、秘説勿論歟、

とある。「内々有御尋」は後小松の諮問と考えられるが、その返答文言と考えられる、「時宜」は「その時の状況に合った」と解すべき事例である。

その一方、『教言卿記』では、「時の権力者の意向」としては「上意」の語が多く使われている。

応永一三(一四〇六)年正月二八日条に、

一、頭中(松木)将宗量朝臣立寄申之、散花ハ、調声ハ倉部、禁裏御前ト北山殿トハ両貫首ニテ云々、示告、不可異儀、但上意ニテ可有者也、

続く二九日条で、

散花事両貫首一人ハ御前、一人は北山殿御前ニテ有ヘキヨシ、両頭人定之、仏前ニ教興可置之由申之、(中略)伺申之処、為上意両頭無益、只我前ハ教興可勲仕之由有仰、(面)眉目之至忝畏入者也、

とあり。法華懺法行が禁裏で行われた際、足利義満の前に誰が散花を置くのかが問題となり、義満の意向では山科教興となった。ここで、義満の意向が「上意」という語で示されている。

この他の箇所でも足利義満の意向は「上意」の語を用いており、「時議」や「群議」等の「議」を含む語で意向の決定を示す事例は見られない。したがって、『教言卿記』における「時宜」は、権力者個人の意向と密接に関係するものとして用いられていると言えよう。

おわりに

以上の検討から、佐藤氏の論考で指摘された一四世紀の変化、「時議」の用例が減少し「時宜」の用例が増加していくという過程は次のような意味を持つと考えたい。

「時議」から「時宜」への変化は、その時の「合議」や「群議」に、「治天の意向」も含めた「その時点の合意」という意味から、「時の権力者個人の意向」への変化を意味しているのではないか。そして、その背景には、室町殿義満の登場により、院評定制など、公家衆達の「合議」・「群議」が時の政権の意志決定であるという意味合いを薄めたことがあるのではないだろうか。

このように結論づけた上で、冒頭に引用した『大乘院寺社雑事記』の「時宜」の解釈に再度立ち返っておきたい。限定された史料からの結論としての限界は当然あるとして、本稿の検討から、さしあたり次のように理解しておきたい。

南北朝期の「時議」の用例には「議」の文字が用いられる点に象徴されるように、「時のはかり」の上で決定した意向という含意があることが推測される。そして、南北朝期を通じて、「その時の状況に合った」とい

う意味と「時の権力者の意向」という意味を兼ね備えた語としての「時議」の用例が減り、「時宜」が増えていく。そのため元来、「時議」の語に含意されていた「その時の議による意思決定」も「時宜」の語で表現されるようになった。従って、「兩陣時宜為申定之故云々」の部分は国人と土民が集まった理由を述べており、畠山兩軍に対してどう対処するか群議の上で意思決定を行ったと解釈すべきではないだろうか。

そして、「時宜」の語が「時議」の意味合いをも吸収し、「時の権力者の意向」「その時の合議での決定」、そして「その時の状況への適合」の意味を併せ持つのであれば、「合議」でも「専制」でもその「時」の状況に合っているのであれば「宜」しいものとして、「合議」と「専制」を対抗する概念ではなく、併存しうる概念として考え得るのではないだろうか。

「兩陣時宜」の解釈については『大乘院寺社雑事記』と同時代の史料を渉猟した上での結論ではないので仮説の域は出ない。そして、この解釈が南北朝以降の史料を通じた検討に耐えうるのか、という点についてもこの稿は答えることができない。こうした点は今後の課題として後考を期し、ひとまず本稿を閉じたい。

注

① 齊木一馬「記録語と国語辞書」(『国学院雑誌』第八〇巻一一号、一九七九年)。

② 佐藤進一「時宜」(網野善彦他編『ことばの文化史』中世1、平凡社、一九八八年)。

③ 『師守記』は統群書類従完成会刊の史料纂集を用いた。文字の判断は、国会図書館蔵の原本を翻刻したとする同本の判断を、さしあたり尊重するものとして論考を進めた。「時宜」と「時議」の異動は原則、翻刻レベルでは発生し難いが、「時議」と「時儀」については、翻刻者の判断に左右

されるとともに、中原師守の書き分けがどの程度まで明確に行われたか俄には断定できない。現時点では、文字そのものの判断はとりあえず後回しとして、多くの用例から使い方を整理し、その上で再度、文字の使用の仕方の判断に立ち戻るべきではないかと考えている。

- ④ 『師守記』 貞和五年六月二十八日条。
- ⑤ 『愚管記』 永和元年一月六日条には、由奉幣發遣の有無が近衛道嗣に諮問されている事例がある。その返答の文末文言では「時儀」となっている。
- ⑥ 『師守記』 貞和五年閏六月二二日条。
- ⑦ 『師守記』 貞和五年二月一四日条。
- ⑧ 紙背の兼綱からの書状でも「時儀」と記されている。
- ⑨ 『師守記』 康永四年六月一八日条。
- ⑩ 『師守記』 康永四年六月一九日条。
- ⑪ 『園太曆』 康永四年二月六日条。
- ⑫ 『園太曆』 康永四年四月一六日条。
- ⑬ 中原師言の「濫望」関連記事は、『師守記』 康永四年三月五日・六日・一二日・一六日・一七日・二七日、四月八日・十一日・一五日・一七日、五月三日、六月一八日条参照。
- ⑭ 『師守記』 康永四年三月一六日条。
- ⑮ 『師守記』 暦応三年四月一日条。
- ⑯ 『師守記』 康永四年三月一六日条。
- ⑰ 『師守記』 貞治六年八月一九日条。
- ⑱ 『太平記』 卷四〇、「最勝講之時鬪諍事」(『日本古典文学大系』岩波書店)。
- ⑲ 史料中に「五ヶ所」としか記しておらず地域を特定しえない。或いは他の地域かもしれないが、さしあたり志摩国五ヶ所としておく。
- ⑳ 記録所注進状および、当該期の北朝政治については森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』(文献出版、一九八〇年。一九〇頁から二四八頁)参照。
- ㉑ 二条良基の『貞治六年中殿御会部類記』では、広橋仲光が中殿御会の題を配る等の関与をしていることが記されている(『群書類従』一六 和歌部)。

- ㉒ 『師守記』 史料纂集によると「裏書」として記載されている。
- ㉓ 『師守記』 康永元年六月九日条。
- ㉔ 『古事類苑』 帝王部三神器「大刀契」の項目参照。
- ㉕ 『園太曆』 文和四年十二月三日条。
- ㉖ 「光明院宸記」 康永元年九月二五日条(『大日本史料』第六編七冊)。
- ㉗ 陽明叢書の写真版『後深心院閔白記』と大日本古記録で翻刻された『後深心院閔白記』を主に利用し、併せて史料大成の『愚管記』を参照した。陽明叢書版の今枝愛真氏の解説において、本人が『愚管記』と呼んでいた可能性を指摘されていることもあり近衛道嗣の日記は、さしあたり『愚管記』に表記を統一する。『愚管記』では自筆原本であるため、基本的に近衛道嗣自身が「時宜」「時議」「時儀」を書き分けていたことが確認できる。同時に、原本と写本との相違(史料大成版、翻刻における執筆者との解釈の相違(大日本古記録版)の存在も確認できる。別稿の『園太曆』の分析では、原本がほとんど存在しないため、日記記主の表記のゆれ、筆写段階での異同、翻刻段階での異同の判別が付かないので、とりあえず確認できる表記をそのまま分析することにした。
- ㉘ 当該期の勅問については森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』(文献出版、一九八四年)で言及されており基本的な理解は氏の論によっている。近世の主に官位叙任に関わり、政務機構の一段階として整備された勅問(田摩久美子「近世勅問衆と朝廷政務機構について」『古文書研究』第五十六号、二〇〇二年)とは異なり、この時期の勅問は実際の政治決定に関与するものとして理解している。
- ㉙ 佐藤進一は『愚管記』の勅問に関する返答部分の「時宜」「時議」についても、定型文言であるとして、考察対象から除外している。本稿では、意識して特徴的な意味を持たせることのない、定型文言に潜在的な意識が読み取れるものとして考察対象としたい。
- ㉚ 逆に、勅問に対する応答ではない用例は七件で、「時議」が三件、「時宜」が四件ある。「時宜」の四件はいずれも、治天の後光厳の意向に背いたことで不興を買うことを意味する事例である(『愚管記』 康安五年六月五日条、同康安七年二月十一日条にそれぞれ二か所)。「時議」の三件は、意向を示すと考えられる事例が二件(同康安元年三月六日条、同康安六年

七月二十三日条)、不興を買ったこと意味する事例が一件(同康暦元年五月十三日条)。
 ③1 次の四件は、近衛道嗣が内容的に勅問で示された内容そのまままで問題なしと考えたものであろう。

西暦	和暦	内容	表記
一三七六年	永和二年六月四日	吉祥院天神水害についで	「何事有之哉」
一三七六年	永和二年六月一日	春日社領大嘗会米免除について	「不可有預議歟」
一三七七年	永和三年三月五日	大嘗会大奉幣米についで	「不申異議」
一三七七年	永和三年八月二七日	四天王寺領役夫工米免除について	「不可有巨難乎」

- ③2 『愚管記』 応安七年二月一九日条。
- ③3 『愚管記』 応安八年正月二日条。
- ③4 『愚管記』 貞治七年二月十七日条。
- ③5 『愚管記』 貞治七年二月十八日条。
- ③6 森前掲書。
- ③7 『後愚昧記』 永和三年正月五日条。
- ③8 『後愚昧記』 康安元年三月一七日条。同永徳元年十一月一七日条。同永徳三年三月一日条。
- ③9 佐藤進一『日本中世史論集』(岩波書店、一九九〇年)。

(甲南高等学校・中学校教諭)